

助成金

佐賀労働局登録教習機関（第4 - 14号）  
（登録満了日 令和6年3月30日）  
建設業労働災害防止協会佐賀県支部

## 車両系建設機械（解体用）運転技能講習

- 1 本技能講習修了者でなければ就業させてはならない業務  
機体重量3 t以上の車両系建設機械（解体用）の運転の業務。
- 2 この技能講習の修了者が運転できる機械（機体重量3 t未満の機械を含む。）
  - ① 油圧式ドラグ・ショベル（通称：バックホウ、ユンボ）のアタッチメントにブレーカユニットを取り付けた機械。
  - ② 鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、つかみ機。
- 3 受講対象  
下記のいずれかの講習修了者（申込みの際は、修了証の写しを添付して下さい。）。
  - ・車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習。
  - ・車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能特例講習。  
（当該特例講習は、昭和49年9月30日まで実施。）
- 4 科目及び時間（途中休憩を含む）

学科・実技の別	科 目	時 間	時 間 割 (昼休み休憩時間)
学科 (1日目)	作業装置の構造、取扱い、作業方法	2	8:50~10:55
	一般的事項に関する知識	0.5	11:00~11:30
	関係法令	0.5	11:30~12:00
	修了試験	1	12:05~13:05
実技(2日目) (午前の部)	作業装置の操作	2	9:00~11:00
	修了試験	1	11:10~12:10
実技(2日目) (午後の部)	作業装置の操作	2	13:00~15:00
	修了試験	1	15:10~16:10

- 5 受講料（テキスト代1,570円（消費税込み）を含む。）

会 員	非 会 員
17,960円	17,960円

注① 会員で助成金を申請しない方は、テキスト代の支部補助金1,000円を差し引いた16,960円の受講料となります。

注② 非会員のテキスト代補助はありません。

注③ 欠席の場合等は、原則として返金致しません。

- 6 修了証の交付  
所定の教育を全て受講した合格者に対し、修了証を交付します。

## 7 助成金

助成金に関しては、人材開発支援助成金の申請について申請する事業所は必要書類を作成してお渡し致します。

## 8 受講当日の携行品等

- (1) 学科講習：受講票・筆記用具・マスク
- (2) 実技講習：受講票・作業服・安全帽（ヘルメット）・作業用靴（安全靴、半長靴など）・手袋・雨衣・マスク
- (3) 実技は原則として雨天でも実施します。

## 9 実施日・会場

実施日 令和4年8月30日(学科) 8月31日午前(実技)  
令和4年8月30日(学科) 8月31日午後(実技)

会場 学科 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 TEL 0952-26-1563  
実技 建災防実技講習場 佐賀市大和町川上 4569 TEL 080-1766-0856